

群馬の漢文碑読解上の諸問題

濱口富士雄

一、漢文碑の意義

群馬県には上野三碑と称される山ノ上碑(六八二)、多胡碑(七一〇)、金井沢碑(七二六)の古碑があり、いずれも国指定の特別史跡となっている。このうち多胡碑は日本三古碑の一つにも数えられる。これらの碑文は古代の地方豪族の活動状況を解明する上で文献史料を補うべく、その史料価値については評価が高い。古代のこうした石碑建立の流れを受けて、江戸の中期から後期にかけて、群馬の諸藩における経済的な安定にともなう庶民層の経済的なゆとりが、江戸の学者や文人との交流を促し、文化意識や歴史意識の高揚ももたらすこととなり、漢文碑や墓誌の建立が盛んとなった。沢田東江、市川寛斎、佐藤一斎、古賀煜、寺門静軒、海保漁村らの撰文にかかる漢文碑も残されており、その影響は明治・大正期にまで及び、中村正直、依田百川、重野安繹、川田剛、三島中洲、岡千仞、内田周平、服部宇之吉ら当時の錚々たる漢学者の手になる碑文を始めとして、数多くの漢文碑が建立された。これらの碑文は、地方史研究の貴重な史料として、さらには群馬県における漢学の展開の実態を究明する上での基礎史料として位置づけられ、郡市町村誌編纂の際には積極的に採録されてきた。碑石の研究は、中国におけるいわゆる金石学の対象とされ、宋代に本格的な収録と研究が始まり、欧陽修の

『集古録跋尾』がその祖とされ、趙明誠の『金石錄』が続いて年代順に整序し、洪适の『隸釈』『隸統』は碑文の全文の収録を行っている。時代を隔てて清代に至ると考拠学の実証的な文献研究の機運が高まるとともに、金石学そして碑文に関する研究が再び盛況となり、清初においては考拠学の祖とされる顧炎武の『金石文字記』、顧藹吉『隸弁』などが著述され、乾・嘉期には優れた考拠学の成果をもたらした錢大昕による『潜研堂金石文跋尾』『潜研堂金石文字目錄』、武億『金石三跋』が出て、さらに王昶『金石萃編』は古代から遼・金に至る碑文を網羅するなど、碑文は文献史料に対する補助史料として位置づけられつつ研究されてきた。わが国でも、中国の清代の研究の影響を受けつつ、狩谷掖斎の『古京遺文』などの研究が現れ、明治以降は史学の補助学としての位置づけの下に研究が継承されてきた。

ところで、群馬県内に所在の漢文によって撰文された碑石について調査するに当たっては、漢文碑に関する専著や群馬県的人物や文化的事跡に関する書籍そして郡市町村誌などが、漢文碑の存在やその所在地の特定を行う上での基礎的な文献資料となる。しかしこれらの資料の漢文碑石に対する記述の扱いは精粗さまざまであり、『群馬の古碑』は、所在地・碑石の形態・碑文原文・書き下し文・解説を施して詳細であり、『境町碑墓銘集』、『藤岡史誌 資料編 近代・現代』などもこれに準じている。次は、所在地・碑石の形態・碑文原文・解説を記述した『館林叢書』第十九巻、あるいは所在地・碑石の形態・碑文原文・書き下し文を記述した『伊勢崎市史 資料編 3 近世Ⅲ(文芸)』、あるいは所在地・碑石の形態・碑文原文・書き下し文を記した大間々町誌別巻七『大間々町の石造物』などがある。その次は、所在地・碑文原文を収録するものであるが、『群馬郡誌』は原文を白文のまま収録し、『吉岡村誌』は句読点を施した原文を、『群馬県吾妻郡誌』は句読点と返り点を付した原文を掲げている。

ところが、これらの文献上の碑文資料は、原碑について直接調査し、その碑文と照合してみると、その編集

や碑文読解上におけるいくつかの問題点が浮上してくるのである。そこでこれらの問題点について、翻刻上の問題、典拠の問題、読解上の問題、碑文における語法上の問題、この四点に整理し、それぞれ具体的な事例を挙げながら検討した。

本稿での検討対象は、群馬の漢文碑とその収録文献に留まるが、その内実は群馬の漢文碑にのみ限られることではなく、一般の漢文文献における読解上の問題点としても見うるところもあろうかと思われ、いささか検討を加えることとした。

二、翻刻上の問題

漢文碑を資料として翻刻するに際して、先ず問題となるのはその碑文の書体に関してである。漢文碑の書体は、群馬においては楷書が用いられることが多いが、隸書(奥沢村三隄碑・多胡碑記・天竈朝陽君墓銘)や行・草書(三岳武井先生寿碑・学書篇・大館謙三郎君碑)などもまま見受けられる。楷書の場合は、特に問題となることはないが、注意を要するのは、隸書や殊にかなり字体を崩した草書体である。

次いで問題となる事柄は、異体字の問題である。これは書体としては楷書であっても、その画数や字形の構成など、本来漢字が書写されてきたことに必然的に付随する問題として存在しており、中国においても字形の規範化が歴代行われてきた。しかし碑文への書記は一方では芸術的な要素も取り入れられて、同一の漢字を意図的に別の字形として書写すること、すなわち異体字を積極的に使用することも行われていた。これらについては、秦公輯『碑別字新編』(文物出版社、1985)、北川博邦編『偏類碑別字』(雄山閣、1975)をはじめとする異体字関係の工具書で調査する必要がある。

さらに問題となる事柄は、碑を建てることの意味と矛盾することになるのであるが、現実的な問題として時間の経過にともなう碑面や刻字の磨滅の問題である。石材は不朽のものとして、それに文字を刻して碑とすることは後世に永遠に伝えられることが含意されているはずであるが、実際には碑石の石質や刻字の浅深などの技術的な問題、また野外に設置されることにともない雨雪などによる風化や人為的な損壊などにより、刻字が磨滅や剥離して解読不能となっていることがある。

すなわち、碑文の翻刻には慎重を期して当たらなければ、せっかく文献資料に翻刻して広く資料として提供が可能となり、また記録の保存という意義をも担うことになるはずのところ、却って別の新たな問題を呼び込むこととなってしまうのである。

I、城沼墾田之碑（館林市城町三の丸）

先是館林人餉予蓴菜味（荒矣聞）〔甚美問〕注1之即城沼所産也注2

この碑の刻字は端正な楷書体であり、この部分に関しては語法上の問題もなく、意味も疎通するのであるが、人から贈られたジュンサイの味に対して「荒矣」と評価するのは、尋常ではないと考えざるを得ない。そこで原碑に照合してみたところ、初めて「甚美」という順当な表現であることが確認しえたのである。確かに字形が類似していることもあり、倉卒に引き写して誤ったものといえるが、文意や文脈などにいささかも問題がなかった場合、翻刻の誤りを訂正する機会を逸してしまうことにもなる。

II、奥沢村三隄碑（桐生市新里町奥沢）

この碑において翻刻の問題が典型的に現れる。この碑文は説文学者にして書家としても著名な高田忠周が自ら文を撰し、さらに自ら筆を揮った碑であり、書体は隸書でかなりの異体字が散りばめられている。しかも碑石の状態は必ずしも良好とはいえず、かなりの磨滅があり、ままた判読に困難を感じる文字もあるという状況で

ある。この碑を収録する『新里村誌』^{注3}は碑文の翻刻のみを載せるのであるが、以下に示すがごとく読解もままならぬほどほぼ毎行にわたって誤字・譌字・脱字・衍字などが出現する。その内実は、翻刻に際しての単純な誤植と推定しうるもの、例えば「稿」を「稿」、「末」を「末」に誤るものなどもないではないが、隷書の異体字に対する理解不足に由来する過誤、例えば「潦」を「流」、「於」を「恰」とするなどが大半を占めている。想像を逞しくするならば、漢文を読解する基礎的な素養に欠けた担当者が漢字を模写しただけではないかと思われる。なぜならある程度漢文を読解しながら翻刻したのであれば、回避し得たであろうような過誤があまりにも多く見受けられるからである。このような状態で『新里村誌』に翻刻・収録したことは、本来有意義であるはずの翻刻という作業が却って碑文の価値を損なってしまう結果を招いたといわざるをえない。

- ① 蓋奥沢村在上野国南勢多郡西北負赤城山東南則控
- ② 田園地勢高崇土質(口)〔臍〕瘦旱(禿)則〔乾〕燥枯(稿)〔稿〕霖則濁(流)〔潦〕汜濫
- ③ 大(氏)〔氏〕無有寧歲矣天保年中有小野里英信者深以為患
- ④ 自投家資広募窮民大興土工鑿池築隄畜水百晦以便
- ⑤ 灌溉弘化三年工竣是為上隄英信率先躬耕開辟新(余)〔畝〕
- ⑥ 播(穀)〔穀〕植桑村民尽皆仿之農業將盛而水利(末)〔末〕洽也嘉永
- ⑦ 安政之間英信子英武益(課弘)〔謀曠〕張更鑿一池既成是為中
- ⑧ 隄尚見不足也又將鑿之(末)〔末〕成而歿英武子英道(古)〔克〕繼父
- ⑨ 祖志業勤勉從事夙夜匪懈遂竣(異立)〔其工〕是為下隄時明治
- ⑩ 五年壬申八月也(恰)〔於〕是池水相聯(夷)〔表〕數里流沢余波不
- ⑪ 独潤村民延及(為)〔旁〕近諸郷三隄(時)〔之〕称全始(手)〔于〕此(晴度)〔臍瘦〕之土

- ⑫ 交(需)〔為〕膏腴之地穀豐(来)〔桑〕茂人給家足早(勞)〔澇〕之患絶矣英道
- ⑬ 謂我父祖(出)〔之〕所(此)〔以〕興此業者(無)〔豈〕為一家計(裁)〔哉〕實(隄)〔謀〕万世之
- ⑭ 公(蓋)〔益〕耳今也三隄(金)〔全〕成不(宣)〔宜〕私有之(為)〔乃〕請尽举(臥)〔以〕為奥沢
- ⑮ 村共同之有被(議)〔許〕嗚呼小野里氏費財万金累功三世終
- ⑯ 能(威)〔成〕斯偉業而不(嗣)〔司久〕和長〔敢私之〕以与村民〔村民〕〔就〕〔孰〕不感其德今
- ⑰ 茲(口)〔戊〕戊一月有志相(課)〔謀〕建石(勤)〔勒〕功(名)〔以〕伝不朽属余記之余
- ⑱ 固(来交)〔不文〕然(齊)〔有〕誼不可辞者乃(食)〔需〕〔録〕所聞且係之銘(日)〔日〕
- ⑲ 濟時(出)〔之〕功 勸業為(元)〔先〕 維池維隄 得此良田
- ⑳ 滿(華)〔籌〕滿車 謳歌豊年 吁是誰(目)〔易〕〔賜〕 三世英(覽)〔賢〕
- Ⅲ、荒井文道師之碑(高山村尻高)

この碑は、『群馬県吾妻郡誌』^{注4}および『高山村誌』^{注5}の二点の資料に翻刻される。この碑文は刻字もきわめて鮮明であり、しかも端正な楷書体であるにもかかわらず、原碑との校合の結果、二点の資料にはともども翻刻上の問題が見出されるのであった。同一の碑文に対して再度に渡る翻刻の機会があったのであるから、先行の『郡誌』の翻刻を参照し、原碑と校合することによって『村誌』は翻刻に完璧を期することも可能であったはずである。しかし結果的には以下のごとく両資料に共通の過誤が見受けられることから、仮に参照があったとしても不注意な引き写しという状態に留まっていたようであり、改めて翻刻という作業には慎重な対処が不可欠であることを実感させられるケースともなっている。

- ① 師初諱文英後改文道号大岳信濃国上高井郡小出村人田中弥十郎第二子
- ② 嘉永六年四月甫六歳就上野国吾妻郡尻高村泉竜寺十八世荒井悦三和尚

- ③ 而得度後遂嗣〔郡誌〕之〔村誌〕其〔衣〕鉢実為其第二十世矣時王政維新百事皆革奉還寺祿二十
- ④ 石於朝廷歲収頓減師〔郡誌〕師〔師〕大憂之乃投私〔村誌〕則〔財〕其所不足則募化補之〔村誌〕意〔竟〕以致興復寺
- ⑤ 門之有今日全因其功〔村誌〕世〔也〕師天資敦朴至誠接人布教伝道之暇授句讀於村人
- ⑥ 傍設〔村誌〕設〔婦人矯風会指導無不至其績亦可以觀焉明治三十四年五月九日遷化〕
- ⑦ 距生弘化四年十月〔郡誌〕亨〔享〕寿五十有五本山追賞其功為再中興開山云今茲丁其
- ⑧ 十七回忌辰緇素之門弟及檀越胥謀欲建碑頌德以報其恩來請〔郡誌〕之〔文〕於余余嘉
- ⑨ 其舉乃叙梗槩係以銘曰
- ⑩ 挺身碎励 大養心源 〔郡誌〕敦朴修德 篤信報恩
- ⑪ 宣教興學 安国〔郡誌〕子孫〔資村〕 半百行実 長潤宗門
- IV、宮崎有成碑〔伊勢崎市境伊与久〕
- 以〔先〕〔光〕祖〔之〕〔上〕沢後嗣

先祖の沢を以て後嗣す注⁶。

この碑文は、癖のある書体である上に磨滅がかなり進んでおり、殊にここで問題としている箇所は採拓によつてもにわかには判読しがたいところである。『境町碑墓銘集』では「以先祖之沢後嗣」と翻刻して「先祖の沢を以て後嗣す」と訓読する。しかしこれでは日本語として文意が疎通しているとは言いがたい。そこで改めて判然としたい文字に対して前後の判読可能な文字と照応させつつ、しかも漢文の語法に適うかたちで文意を通じさせるように検討を推し進めてみると、「以光祖上沢後嗣」と翻刻することが可能となる。この翻刻の当否は、文献上「功光祖宗、業垂後嗣」(『漢書』宣帝紀贊)や「光祖考、伝之子孫」(王褒「聖主得賢臣頌」)の句意とも合致することをもって決することができよう。すなわちここは「以光祖上沢後嗣」と翻刻すべき部分であり、

「以て祖上を光かがやかして後嗣を沢うろおす」と文意の通る訓読をすることが可能となる。

三、典拠の問題

漢文の修辞上の特質は、古典の故事や字句に依拠する典拠を用いることで、それによって文章自体の内容を典雅なものにし、かつ深みのあるものにすると同時に、撰文者自身の古典に対する教養の深さを披瀝して文人としての資質を示しうるといふ効用がある。殊に石碑に刻する碑文の文体であれば、その典拠はいっそう多用されるであろうことは容易に想像される。

したがって、読解に当たっては、古典が引用された典拠部分に対して確実に典拠であることを指摘し得なければ、的確な解釈に達することは困難となる。しかし典拠にはある程度常識に属する詩文からのものもあるが、確認に甚だしい努力を要するものもある。

今回の検討に当たって、たまたま書き下し文を付した資料に関して、典拠を踏まえた上での適切な読解がなされているか否かを確認することができ、何点かの問題となる事例が見出せた。

I、小島武堯頌德碑（伊勢崎市華蔵寺町）

克諮克詢 侯旅侯（疆）〔疆〕

克よく咨と（ママ） いよく詢はかる。侯りよの旅よ（膂りよ）せよね。或いはよろいのさね）侯まもの疆まもり。注⁷

ここにおいて先ず気付かされることは、「侯」を諸侯の意に誤解してしまったことから「旅」に対する解釈については、方向違いのかなりの苦心が払われたことである。また原碑の「疆」を「疆」に誤って翻刻したことも重なって、かなり外れた読解に陥っている。この碑は小島武堯が灌漑事業をしたことへの賞賛を記したも

のであり、まさに豊年を祈る内容を表現している「侯亜侯旅、侯疆侯以」（『毛詩』周頌・載芣を典拠としている。したがってここは「克く諮り克く詢ふ、侯れ旅（多くの子弟）侯れ疆（余力のある者）」と読解すべきであろう。「旅」については毛伝に「子弟也」、「疆」については毛伝に「疆力也」、鄭箋に「有余力者」とあり、以後の注釈においても特に異説はない。

II、宮崎有成碑（伊勢崎市境伊与久）

謂之学者可与夫学問之道無他矣

之れを学者と謂う、夫の学問の道と与にすべき他に無きなり、注8

この部分、書き下し文の意味を理解しようにも、日本語として意味の疎通を得ることが難しい。ここは言うまでもなく「学問之道無他。求其放心而已矣」（『孟子』告子上）を典拠とした文である。しかも「与」を動詞と解しているが、ここでの用法は反語を表す語気助詞である。したがってこの部分の訓読は「之れを学者と謂ひて可なるか。夫れ学問の道は他無し」となり、きわめて平易な文であるといえよう。

III、南畝田島翁養蚕興業碑（伊勢崎市境島村）

既而明治中興懷遠政行懋遷有無

既にして明治中興、懷遠政行、懋遷（ぼうせん）有る無し。注9

ここは「招攜以礼、懷遠以德」（『春秋左氏伝』僖公七年）および「懋遷有無化居」（『尚書』阜陶謨）を典拠としている。ただしこの『尚書』の部分に関しては解釈に別れがあるが、わが国における『尚書』解釈の流れは、朱子の意を受けてまとめた蔡沈『書経集伝』の説が一般的であったことから、「化易也。居謂所宜居積者。勉勸天下、徙有之無」なる注釈に従い、「懋めて有無を遷し、居を化す」と解することができる。したがってこの碑文の「懋遷有無」に対してはこの解釈を用いて訓読することが適当であろう。これは、段玉裁『古文尚書撰

異』においても『漢書』食貨志が「楸遷有無」と引用し、その顔師古注「楸与茂同」を記し、さらに『周礼』合方氏の注に「茂遷其有無」とあるのを引用することによって支持される解釈である。しかし「懋遷」を「貿遷」とする異本のあることにも注意深く言及する。この「貿遷」のテキストは清代の考拠学者等によって支持され、江声『尚書集注音疏』は、「貿」字を採用し、「懋」「楸」は本字ではないとし、「貿遷」を貿易遷徙の義とし、孫星衍『尚書今古文注疏』も同じく「貿遷」を貿易遷徙の義としたうえで、『漢書』食貨志の注に「楸、勉也」とあるのは非であると断じて『書経集伝』の説を排除し、「懋」「茂」「楸」は「貿」の通仮字にしかすぎないとした。さらに「遷」は『孟子』離婁下の「遷於負夏」が『史記』五帝本紀では「就時於負夏」と記され、この「就時」は『史記』索隠では「乗時射利」の意に解している。この後者の解釈に拠れば、「有無を懋遷す」と読むべきであろうが、上述のごとく、この碑文に対する解釈には採用するに及ばないであろう。したがってここは「既にして明治中興し、遠きを懐やすんずる政行はれ、懋つとめて有無を遷す」と訓読すべきであろう。

IV、島邨沿革碑(伊勢崎市境島村)

不於今記之則後世不知所以徵往戒来……宜哉故老之徵往戒来也

今に之を記さずんば、則ち後世徵往戒し来たる所以を知らず……宜べなるかな、故老の往をして戒しめ来たるなり、^{注10}

ここにおける問題は、「往」と「来」とが時間的に対立する「過去」と「未来」とを表す名詞であることと、「徵」が「懲」の通仮字であることが正しく解釈できなかつたことに由来する。それが把握できれば、すなわち「非往而戒来」(『管子』山権教)、「汝胡不懲往而念来」(白居易「自誨」)、「蓋欲陛下懲其既往、戒其未然」(『続資治通鑑』宋・紹興二十七年)などが典拠となつてゐることを突き止めることができ、ここは「今に於いて之を記せ

ざれば、則ち後世、往に徼りて来を戒しむる所以を知らず……宜べなるかな、故老の往に徼りて来を戒しめんとすること」と文意を通じさせることが可能となるのである。

V、平田氏先祖祠堂碑（伊勢崎市大正寺町）

抑恭敬忠順汎愛親仁言謹悖出貨戒悖入富当愈謙貧当愈正成立其難譬如升天覆墜其易譬如燎毛

抑 恭敬忠順、汎愛にして仁言に親しみ、悖 出の貨を謹しみ、悖 入の富を戒め、当に愈 貧に謙 るべく、当に愈正を成すべし。其の立ち難きは譬えば天覆を升るが如く、其の墜ち易きは譬へば毛を燎すが如く、注¹¹

この書き下し文は、着実に語義を押さえつつ文意を理解しようとする文意が破綻していることに気づかれる。その理由は、原文に引用されている典拠が適切に踏まえていないために、句読が乱れているからである。すなわち原文のこの箇所は子孫に残す教訓を記した部分であるから、多くの文献が典拠とされている。

先ず「恭敬忠順」については「恭敬者、幣之未将者也。恭敬而无実、君子不可虚拘」（『孟子』尽心上）および「故以孝事君則忠、以敬事長則順。忠順不失、以事其上。然後能保其祿位而守其祭祀。蓋士之孝也」（『孝經』士章）が考えられ、「汎愛親仁」については「弟子入則孝、出則悌、謹而信、汎愛衆而親仁、行有余力、則以学文」（『論語』学而）、「言謹悖出貨戒悖入」については「貨悖而入者亦悖而出」（『大学』）、「成立其難譬如升天覆墜其易譬如燎毛」については「成立之難如升天、覆墜之易如燎毛」（『新唐書』柳公綽傳・『小学』嘉言）が典拠として確認されよう。そこでこの碑文は、「抑 恭敬忠順にして、汎く愛して仁に親しむ。言は悖り出づるを謹み、貨は悖り入るを戒む。富まば当に愈 謙 るべく、貧なれば当に愈 正すべし。成立は其の難きこと譬へば天に升るが如く、覆墜は其の易きこと譬へば毛を燎すが如し」と、典拠に基づき文意を正しく疎通させることができるのである。

四、読解上の問題

この問題は、いわゆる誤読と称する部類に属し、読解する側の知識や漢文語法に対する理解などの欠如に由来し、その具体的な内容はきわめて多岐にわたる。そしてここで取り上げることになるほとんどの事例において、その書き下し文がいわゆる文語文として日本語の体をなさず、したがって文意を疎通させることができないのである。碑文の的確な読解は、その史料としての価値を正しく伝え、そして文献資料として残していく上でも、強調しすぎることがないほど重要である。誤読の事例を分析することを通して漢文読解における留意点の確認とする。

(一) 基本語彙や慣用表現への理解不足

I、南・田島翁養蚕興業碑(伊勢崎市境島村)

闔境向学与有力焉

闔境の向学ともに力有るなり、注12

これは、「孫子与有力焉」(『史記』孫子伝)に典故があるというよりも、すでに「夾輔之勲、与有力焉」(『晋書』王敦伝)や「其後茂良之貶、良臣与有力焉」(『宋史』龔茂良伝)などのように一般的な表現ともなっているものであり、慣用的な表現を適切に理解できなければ、文意が滞ってしまうのである。すなわちここは「闔境の向学あすかに与あすかって力有り」と訓読して文意が疎通するのである。

II、上毛文徳碑(前橋市大手町)

①平生所称道……

平生称する所は道にして、……注13

この書き下し文を、もし文脈から外して検討した場合、「平生所称」が主語で、「道」が名詞述語である判断文となつて語法上の破綻はない。しかし文脈に戻して分析した場合、「道」は言及の対象とはなっていないのであり、実は「称道」は「聞之於宮殿中老郎吏好事者称道之也」（『史記』梁孝王世家）や「孤宗元不敢称道先德」（柳宗元「先侍御史府君神道表」）などに見られる同義熟語の基本語彙であり、これを逸したことによる誤読である。したがつてここは「平生の称道する所は……」と書き下すのが適切なのである。

② 遺愛千秋 山高水清

遺愛千秋、山高く水清し。注14

「山高水清」は、劉禹錫の「山高水長」（『劉賓客文集』卷一「望賦」）に基づく。この句は後に比喻義として徳操などが山のように高く、流れる川のごとく絶えないという意が派生し、その語法構造は、名詞「山」「水」が連用化した修飾構造である。この碑文の銘では、遺愛が千秋にまで及ぶ、まさにその徳義の高さを称揚する意味で「山高水清」が用いられているのであるから、「山高く水清し」の訓読では不都合である。したがつてここは「遺愛は千秋にして、山のごとく高く水のごとく清し」と訓読すべきであろう。ただし、別の碑文「中島翁墓誌銘」（水上町栗沢小向平）の「利根之地、山高水清」においては、「山高く水清し」と主述構造での解釈が正解となつていよう。

Ⅲ、佐々木長淳碑（高崎市新町）

① 徳川幕府命春岳公出兵守品川御殿山以備不虞先生従役任偵察

徳川幕府、春岳公に命じ、兵を出だして品川御殿山を守り以て備へしむ。虞はからず先生役（使役）に従ひて偵察に任ず。注15

ここでもやはり、「虞はからず先生役（使役）に従ひて偵察に任ず」という書き下し文の文意が疎通しないのであ

る。しかも漢文においては、「且蓋多舍甲於子之門以備不虞」（『春秋左氏伝』定公十五）や「宜分諸軍以備不虞」（『三
 国志』楊阜伝）などを始めとしてほぼ慣用となつてゐる表現「以備不虞」に対する理解の不足によつて誤読に導か
 れたものといわざるを得ない。しかし問題の背景には、自らが書き下した文が日本語として意味が十分に疎通
 しているか否かの検証の手續きが十分になされていまいやうであり、もし十分ではなかつた場合には、どこか
 に解釈上の問題が潜んでゐることに思いを馳せて再吟味すれば「不虞」という国語語彙ともなつてゐる表現を
 含む文脈を正しく解釈することが可能であつたであらう。ここは「徳川幕府春岳公に命じて兵を出だし、品川
 御殿山を守りて以て不虞に備へしむ。先生役に従ひて偵察に任ず」と素直に訓読できる部分である。

② 乃為其普及起見糾合同志

其の普及の為め起ち、見げんに同志を糾合まとむし、注16

これは古漢語ではなく、現代語でも使用される近世の慣用表現である「為く起見（の）の見地から」に対する
 理解不足に起因した誤読である。したがつて、ここは「乃ち其の普及の為に起見し、同志を糾合す」と訓読す
 ることになる。

IV、三岳武井先生寿碑（藤岡市大戸町）

諸君既無異辞汝一人胡えびす為者敢妄沮勤王義士之拳咄賊奴言未畢刀光迸坐隅先生そば在側直攫其頸狗投之戶外腰脱
 不能立蒲伏号泣

諸君既に異辞無し 汝一人胡えびす（蛮人）たるは敢て妄みだりに勤王義士の拳を沮む 咄賊奴言未おわだ畢らず
 刀光坐隅ざくう（片隅）に迸ほとばしる 先生側そばに在り 直ちに其の頸狗（犬の首、首すじ）を攫しょうして（つかんで）
 之を戶外に投ず 腰を脱して立つ能わず 蒲がまに伏して号泣注17

この文は、幕末、水戸の天狗党の浪士が軍資金の調達のために群馬の藤岡に来た際、その協議の最中に異議

を唱えた人物への対応を記述した部分である。しかし書き下し文として文意が十分に通じているとは言いがたい。それは、漢文における基本的な語彙である「胡為（『何為』）」、「蒲伏（『匍匐・蒲服・扶伏』）」などを完全に誤読しているのみならず、基本的な語法構造への無理解も目立つ。先ず、「胡為」は「なんすれぞ」と読むべき疑問のこぼであるが、この点をひとまず置いて、「胡」を名詞「えびす」としたとしても、「胡為」の構文を「胡た」と動賓構造として訓読することは無理であり、同じく「蒲伏」は双声の連綿語で二音節一形態素語であるから語法構造はないのであるが、仮りに「蒲」を名詞の「がま」としたとしてもやはり「蒲に伏し」と動賓構造で解することはできない。こうした語法の無理解は、「腰脱」を「腰を脱し」と訓読するところにも現れているのである。杜撰な訓読がなされているといわざるを得ない。ここは「諸君既に異辞無きに、汝一人胡為者ぞ、敢へて妄りに勤王の義士の拳を沮むか。咄、賊奴なり。言未だ畢らざるに、刀光坐隅に迸しる。先生側に在り、直ちに其の頸を攫み之を戸外に狗投すれば、腰脱して立つ能はず、蒲伏して号泣す」と書き下すべきところである。

(二) 固有名詞の誤読

I、力田遺愛碑（前橋市総社町光厳寺）

決渠灌瀆利川洋洋

渠を決して瀆に灌ぐ。川を利すること洋洋たり。注18

これは、碑文中に江戸時代初期に総社の領主が行った灌漑事業として「決渠開通溝瀆隨利川引流」と記するがごとく、利根川から水流を引き込み、約百五十年後にその恩恵に浴した農民が昔の領主の遺徳を偲んで建てた碑であり、「百姓等建」と刻される。このような趣旨で建立されたことは封建時代にあつては非常に珍しいことであり、沢田東江が撰文と書を担っている。ここで問題となるのが、銘の「利川」である。これをここ

では動賓構造で解しているが、その後「洋洋」と川の流れのさまを表現する疊語が続くことからこれは無理な解釈であり、たとえば鳥居嶺を「鳥嶺」（新井慎齋翁遺徳碑）、また榛名山を「榛山」（岡上景能紀功碑）と表記するのと同様に利根川の漢語的な表記と解すべきである。したがってここは「渠を決して瀆に灌ぎ、利川洋洋たり」と訓読すべきであろう。

II、稲部種昌先生碑（富岡市七日市）

与馬場為八郎吉雄忠次郎等共被遣渡于各藩

馬場為八郎・吉雄・忠次郎等と共に各藩に遣渡せらる。注19

この碑はシーボルト事件に係り、群馬の七日市藩に永牢の身で預かりとなったオランダ通詞の稲部種昌を昭和になって顕彰した碑であるが、この訓読では通詞目付であった吉雄忠次郎の姓「吉雄」を名と誤って、馬場為八郎・吉雄・忠次郎の三人と誤読している。これはちよつとした史実を調べれば防げる極めて初歩的な錯誤である。

（三）語法の無理解

I、古戸日光新道碑（みどり市大間々町桐原）

委員等將建碑不朽其事以余往者再知州事請余文記之

委員等將に碑を建てんとす。不朽なる其の事余を以て往者再び州を知る事を余に之を文に記すを請ふ。注20

この書き下し文も、文章として意味の疎通を図れないものとなっている。先ず、「不朽」を「其事」の修飾語と解しているが、代詞「其」は基本的にはその前に修飾語を取ることとは無く、ここは「其事」を目的語とする動賓構造で、「不朽」は熟した述語と解して不都合はないであろう。次いで「請余文記之」を「余に之を文に記すを請ふ」と訓読しているが、漢文の語法構造をほとんど無視した訓読となっている。すなわち、ここは

「委員等將に碑を建てて其の事を不朽にせんとし、余往者再び州事を知らるを以て、余に文を請ひて之を記せしむ」と訓読すべきところである。

II、井上後凋先生頌徳碑（みどり市大間々町桐原）

① 一以頌先生碩徳一以伝其勲績于不朽徵予文予

一は以て先生の碩徳を頌へ一は以て其の勲績を伝へ于に不朽の徵を予へ文を予ふ。注 21

この書き下し文も漢文の語法構造を無視したことによる誤読となっている。仮りに「予」を、ここで誤読されたごとく動詞とした場合でも、特別の条件がない限り目的語を前出させることはないのであるから、「不朽徵予」「文予」のいずれに対しても「不朽の徵を予へ文を予ふ」という読みは考えられない。要するにこれは句読の誤りもあり、第一人称の代詞を動詞と誤解して、無理に文意を通そうとした結果である。すなわちここは「一は以て先生の碩徳を頌へ、一は以て其の勲績を不朽に伝へんとし、予に文を徵む。予……」と訓読すべき箇所である。

② 不為名（惑）「惑」 不為利撓

感じて名を為さず 撓めて利を為さず注 22

ここは翻刻の過誤がある上に、やはり漢文の語法構造を無視した誤読がなされている。文字に誤りのない後者を取り上げて検討するに、もし「撓めて利を為さず」と訓読するのであれば、「不撓而為利」か「不撓為利」と書かれなければならない。しかし原文は「不為利撓」であり、これは述語「撓」の原因を前置詞構造「為利」で説明したものであり、前者も同じ語法構造を取っている。したがってここは「名の為に惑はず、利の為に撓まず」と訓読することで落ち着くのである。

III、島邨沿革碑（伊勢崎市境島村）

居民疲還(徒)〔徒〕宜貧困而益富饒者蓋水後地

居民の疲また徒らに宜しく貧困をして益し富饒の者たらしむべし^{注23}

この碑文の文脈は、利根川が何度も氾濫してその流域を大きく変えるごとに島村の住民は居住地を移動せざるを得なかったが、洪水の引いた跡地は桑の栽培に適して養蚕で大いに繁栄したことを記した部分である。ここでは翻刻の過誤があるが、それとは別に「宜貧困而益富饒者」の助動詞「宜」に使役の用法も想定したのであるか、「貧困をして益し富饒の者たらしむべし」と非常に無理な訓読を施し、使役の送り仮名と助動詞としての再読の処理とをしている。これは「而」が単純な逆接の接続詞であることが理解できれば無理なく読解できる部分である。すなわち「居民は還徙に疲れ、宜しく貧困たるべきも、而れど益^{ますます}富饒なるは……」とすることで文意が貫通するのである。

IV、堀口藍園翁碑（渋川市）

余嘗訪翁信宿其家

余嘗て翁を信宿（一泊）して其の家に訪う。^{注24}

この書き下し文による限り、一応文意は通じて問題がないかのように見受けられるが、実は原文の語法構造を無視した訓読がなされているのである。すなわちこの原文は、「訪翁」「信宿其家」がそれぞれ動賓構造を構成しているのであって、この二つの動賓構造を交差させて訓読することはありえない。したがってここは「余嘗て翁を訪ひ、其の家に信宿す」とすべきところである。

V、三岳武井先生寿碑（藤岡市大戸町）

終成数丈之積累淨尽山河万物為一色銀界矣

終に数丈の積累を成し山河万物尽^{ことごと}く淨く一色銀界を為す^{注25}

この書き下し文も、一応文意は通じるように思われるが、やはり原文の語法構造を全く無視した訓読がなされている。すなわち「山河万物尽く浄く」と書き下された句の語法構造は、「山河万物」が主語であり、「尽」は副詞、「浄」は述語と解されるのであり、これを復文したなら「山河万物尽浄」となければならぬはずである。しかし原文は「浄尽山河万物」なのである。すなわち「山河万物」は目的語であり、「浄尽」は述補構造を構成している。したがってここは「終に数丈の積累を成し、山河万物を浄め尽くして一色の銀界と為す」と訓読しなければならないのである。

VI、稲部種昌先生碑（富岡市七日市）

而先生独留柩異郷吞冤地下

而して先生独り柩ひつまに留まり、異郷に冤うらみを地下に吞む。注26

ここは七日市藩にお預けとなった長崎の通詞の稲部種昌が永年の身のまま病死したことを記した部分であるが、書き下し文にはやや不自然さが見受けられる。すなわちここは主語「先生」に対して述部が並列され、各述部に「異郷」「地下」という場所を示す目的語が加えられた構文であると解すべきであろう。したがって「而れども先生独り柩を異郷に留めて冤を地下に吞む」と訓読すべきところである。

(四) 文脈に対する無理解

I、古戸日光新道碑（みどり市大間々町桐原）

於是險者夷傾者（担）〔坦〕迂者直無復暴溢之患矣

是に於て險しきを夷たいらぐ者、傾ける者、担になひて迂とまりする者、直ただちに暴溢ぼういつの患うれひ復無し。注27

ここは翻刻の過誤があるが、基本的には文脈を把握し得ないまま、「險者夷」について「險しきを夷らぐ者」と、また「無復……」について「……復無し」と全く語法構造を無視しており、これらの点も含めて、文意が

通らない書き下し文となっている。すなわち文脈を押さえて句読を切れれば、「是に於いて険なるは夷らぎ、傾けるは坦らかに、迂なるは直くして、復た暴溢の患ひ無し」と極めて明晰に原文の意味を疎通させることができよう。

II、島邨沿革碑（伊勢崎市境島村）

而全邨之地皆係民有絶無官有水路

而して全村（マムラ）の地、みな民有に係わるもの絶無にして官有の水路なり。注28

この部分の文脈は次のようである。利根川は本来島村には流れていなかったが、なん度も繰り返された氾濫によってすっかりその流域を変え、島村の中心部すなわち住民の所有地を貫通して流れることになった。明治になって政府は地租を改訂する際に、本来国有地であるべき河川流域が島村ではそのように登記されていないので古文書を調べたところ、島村の土地はすべて民有地であった事実が明らかになったというものである。つまり書き下し文は、句読を誤り、全く反対の意味に読み誤ってしまったのである。ここは「而して全邨の地は皆民有に係り、絶へて官有の水路無し」と訓読しなければならぬ。

III、枉冤旌表之碑（高崎市下小島町）

①縦有為下犯上之譴于老于幼于婦于穉何一与知其殛罰之惨専於為下者乎

縦たとい下しも、上かみを犯すの譴けん（とがめ）を為すも、老に幼に婦に穉ち（幼児）に一として其の殛罰の惨を与あずかり知らしめ、下を為おさむるに専らなる者有らんや。注29

これは江戸時代の初期において今の高崎市にあった一村が圧政に対して抵抗したために、村民すべてが官による夜襲によって殺戮された伝承を明治になってやっと明らかにすることができ、それを碑文としたものである。ここは、翻刻に「何」字を脱しており、それを考慮外にしたとしても、書き下し文としては意味の疎通に

難がある。すなわち「縦ひ下^た為^りて上を犯せし^つ譴^み有らんも、老に^お于^いて幼に^いて、婦に^いて穉に^いて、何ぞ一も与^あり^か知らんや。其の^ま殛^く罰^{ばつ}の惨、下^た為^る者に専らならんか」と訓読することで、意味は明白になるであらう。

②衆怨之攢萃^{さんすい}帰其所出^き枉直之殃^{わざわい}慶報其所為^{よろこ}矣

衆怨の攢萃(集り)は其の出ずる所枉直の殃にして、慶^{よろこ}びは其の為す所に報いしなり。注 30

ここは翻刻に「帰」字を脱したことも起因してか、原文の対偶表現の修辞に対する理解に欠けたことから句読も誤り、文意が通らないものとなっている。すなわち「衆怨の攢萃は、其の出づる所に帰し、枉直の殃慶は、其の為す所に報ゆ」と訓読するべきである。

五、碑文における語法上の問題

漢文碑の読解において、その前提は書記された漢文が語法に適った正しい漢文であるということであろう。しかし撰文者が極めて漢文語法に精通していたとしても、やはり言語構造の異なる日本語と同じというわけにはいかず、いわゆる和習と称される漢文語法の常態から外れた句を構成してしまうことがあり、今回調査した漢文碑においても何点か問題となる文が見受けられた。

I、家富忠三郎翁碑(館林市下早川田町)

使会社側村民側令得共榮満足為収効果也^{注 31}

この碑は、大正期に館林市の産業の進展に貢献し、東武鉄道の敷設にともなう用地買収の際に会社と住民との間に入って調停役を担った家富忠三郎について記した碑であり、ここは「会社側村民側を使って共に栄え満足

するを得令め、為に効果を収むるなり」と読むべきものと考えられるが、これはいわゆる使役の構文であるから、使役の動詞は一つのみ用いるのが一般の構文である。したがって「使会社側村民側得共栄満足為収効果也」とすべきであり、「令」字は不要である。

II、岨雲今村翁遺愛記(伊勢崎市連取)

莫不所往而適意

この碑文には、書き下した資料があり、「往^ゆきて適意する所ならざる莫^なく、」^{注32}としている。しかし書き下し文として意味が十分に疎通しないが、実は原碑文の方に語法上の問題があるといわざるを得ないのである。先ず、「莫不……」の二重否定の文であると見た場合、副詞「不」の後には構造助詞「所」字による名詞句が置かれることはあり得ない。そこで改めてこの原文が置かれた前後の文脈を検討してみると、これはまさに「無所往而不為義也」(『孟子』尽心下)や「無所往而不聽」(『荀子』君子)に見られる「無所往而不……」という慣用表現を踏まえていると推定できる。しかし問題はこの慣用表現においては動詞「無」が用いられ、「莫」を用いる事例に乏しいことである。しかし「莫」を動詞「無」に通用させた用法として、「莫所憑恃」(陳孔璋「為袁紹檄豫州」)などもあるので、敢えて「莫」をそのまま用いて「莫所往而不適意」と書き改めることによって始めて正しく訓読することができる漢文となるであろう。そして書き下し文としては「往く所として意に適はざる莫し」あるいは「往くとして意に適はざる所莫し」となり、意味が疎通することになる。

III、須藤勘弥翁之碑(みなかみ町湯原)

于時^{注33}有賜憲法發布之際於養老金

ここは、「時に于いて憲法發布の際に養老金を賜はること有り」と訓読することが期待され、かつそのような和文に基づいて復文された漢文であると考えられる。そうであるとするならば動詞「賜」の目的語が「養老

金」であり、「憲法發布之際」はその目的語ではありえず、これは時期を表す副詞句ないしは時期を表示する前置詞構造の前置詞が省略されたものと理解される。したがってこれは動賓構造「賜養老金」に対して前置詞構造として後置させることが語法に沿った構成となろう。そこでこの文は「于時賜養老金於憲法發布之際」と改めるべきである。この文における誤りは、訓読で「憲法發布之際」に「に」を送ることから、その語法成分を動詞「賜」の目的語と判断して、「賜憲法發布之際」と動賓構造としてしまったことに起因していよう。

IV、横山林蔵翁頌徳碑（高崎市中央町）

① 偶憂本邦之蚕業尚幼稚而不得飼育其宜^{注34}

この「不得飼育其宜」は「飼育に其の宜しきを得ず」と訓読すべきことを期待した文であろうと考えられる。しかし動詞「得」の目的語は「其宜」であり、「飼育」は範囲を表す前置詞構造の目的語であると考えられるので、「得」の直後に「飼育」を置くことはあり得ない。ふつうはこうした前置詞構造は動賓構造「得其宜」の後に置くかその前に置くことが考えられるが、一般的には「所謂全生者、六欲皆得其宜也」（『呂氏春秋』貴生）や「恐于聖政稍得其宜」（『続資治通鑑』真宗・天禧元年）のように前置する構文がほとんどであることから、ここは「飼育不得其宜」と改めなければならないであろう。

② 所世之永感服而俱記也^{注35}

ここは「世の永く感服して俱に記する所なり」と訓読することを期待した文であろうと考えられる。しかし語法上の問題としては、構造助詞「所」字による名詞句は「所」字の後に「動賓構造」を直接置いて名詞句化し、それを修飾する名詞あるいは代詞は、「所字構造」の前に置いて、「君之所尊舉而富貴」（『晏子春秋』内篇問下）や「皆天子之所改容而礼之也」（『漢書』賈誼伝）のように「名詞（之）＋所字構造」の構成を取ることが常態である。つまりこの文のように助詞「所」の直後に名詞「世」を置くことは語法を逸しており、ここは「世之所永感服

而俱記也」と改めるべきである。

V、大野陳海碑（神流町麻生）

予亦有於先生蘭交之誼^{注36}

ここは「予も亦た先生に蘭交の誼^{よしみ}有り」と訓読することを期待した、ないしはこのように下書きした和文を漢文に復文した事例で、漢文本来の語構成を逸してしまったものである。動詞「有」に対して「先生」は対象を表示する成分であるから前置詞構造「於先生」として表記することは適切であるが、この「有」は目的語として「蘭交之誼」をとり、動賓構造「有蘭交之誼」を構成しているので、「於先生」の語法上の配置は、動賓構造「有蘭交之誼」に対して前置するか後置するかが常態であって動賓構造の倒置などに依らない限り、ここに見られるように直接「有」の後に置くことはありえない。たとえば「何有於我哉」（『論語』述而）は動詞「有」の直後に前置詞構造をとるが、本来「有」の直後に有るべき目的語「何」が疑問代詞であるために倒置されて「有」の前に出されたためである。したがってここは「予亦有蘭交之誼於先生」あるいは「予亦於先生有蘭交之誼」と改めることで語法にかなうことになる。

ちなみに「此之前後、無復有於陽平交兵事」（『三国志』諸葛亮伝注）あるいは「別為廬舍、安置棺柩。亦有於村側瘞之」（『隋書』地理下）などの文は、動詞「有」の後に前置詞構造を直接置いているように見えるが、これらの「有」に対する目的語は「於陽平交兵事」と「於村側瘞之」とであり、それぞれの前置詞構造「於陽平」「於村側」は、「有」に掛かるものではなく、「有」の目的語における動賓構造「交兵」「瘞之」に掛かってそれらに前置されたものであり、「有」の後に直接前置詞構造を置くというケースとは構造が異なるのである。

六、まとめ

以上の考察は、日本漢文学というジャンルの中でも極めて限られた日本人による漢文碑の、さらに群馬県内に所在するものの翻刻・読解の実態の分析というように、文字通りの管見にしかすぎない考察である。しかしここで提示した問題点は漢文碑の読解のみに留まらず、地方における漢字漢文文献の扱いや読解のあり方として敷衍し、それらを遠景として見通しうるのではないかと思われる。なぜなら漢文碑を対象としたとはいえ、ひとたび翻刻の作業を経過すれば、それらはすでに碑文、墓誌などという文体の漢文に外ならないからであり、その読解はまさに漢文文献を読解することと同軌となるからである。

地域に密着した人物、あるいは地域の文化や歴史、政治、産業などに特定された内容が主として撰述される漢文碑は、地方史ないしは郷土史の史料として翻刻・読解され、その漢文碑に関する専著やそれらを採録する郡市町村誌などはまさに日本漢文学の裾野をなすともいうべき文献資料として刊行される。そしてここにそれらの翻刻・読解は、一部に限られるとはいえ、必ずしも漢文における典故や対偶といった修辞また語法に対する一定程度の素養を伴っているとはいえない難しい水準の読解力によって行われていたという実情の一斑を確認したのである。

すなわち今回の考察はいわば漢方における「証」の確認であり、この「証」に対する日本漢文学研究の水準を引き上げるための基礎的な漢文読解力の涵養など、具体的な「方」については、「日本漢文学研究の世界的拠点の構築」プログラムの実質化の過程で提示されるものと期待するところが大きい。

注

1 以下、碑文の翻刻上の過誤や衍字を（）内に、原碑の正しい文字や脱文の補いを〔〕内に示す。

- 2 館林教育委員会編『館林叢書』第十九卷、館林教育委員会、平成三年、三四頁。
- 3 新里村誌編纂委員会編『新里村誌』昭和四九年、五五九—六〇頁。
- 4 群馬県吾妻教育会『群馬県吾妻郡誌』昭和六一年復刻版、一二五—三頁。
- 5 高山村誌編纂委員会編『高山村誌』昭和四七年、九九〇頁。
- 6 しの木弘明『境町碑墓銘集』境町教育委員会、平成九年、一八頁。
- 7 山田武麿・早川光三郎監修『群馬の古碑』上毛新聞社、昭和五八年、三三八頁。
- 8 『境町碑墓銘集』一八頁。
- 9 『境町碑墓銘集』五一頁。
- 10 『境町碑墓銘集』五一—七頁。
- 11 伊勢崎市『伊勢崎市史』資料編3 近世Ⅲ(文芸) 昭和六一年、二〇頁。
- 12 『境町碑墓銘集』五二頁。
- 13 『群馬の古碑』三七—三頁。
- 14 『群馬の古碑』三七—三頁。
- 15 『群馬の古碑』一一—二頁。
- 16 『群馬の古碑』一二—四頁。
- 17 藤岡市史編さん委員会『藤岡市史 資料編 近代・現代』藤岡市、平成六年、九八〇頁。
- 18 『群馬の古碑』二九—九頁。
- 19 群馬の古碑』五—七頁。
- 20 大間々町誌編さん室『大間々町誌別巻七 大間々町の石造物』大間々町誌刊行委員会、平成六年、四四—三頁。
- 21 『大間々町の石造物』四三—五頁。
- 22 『大間々町の石造物』四三—五頁。
- 23 『境町碑墓銘集』六頁。
- 24 『群馬の古碑』三四—六頁。
- 25 『藤岡市史』九八—一頁。
- 26 『群馬の古碑』五八頁。
- 27 『大間々町の石造物』四四—三頁。
- 28 『境町碑墓銘集』六頁。
- 29 『群馬の古碑』一〇—八頁。

- 30 『群馬の古碑』一〇九頁。
31 『館林叢書』二二三頁。
32 『伊勢崎市史』資料編3近世Ⅲ、三〇三頁。
33 町誌みなかみ編纂委員会『町誌 みなかみ』昭和三九年、五九〇頁。
34 群馬県群馬郡教育会編『群馬県群馬郡誌』大正一四年、一二八一頁。
35 『群馬県群馬郡誌』一二八一頁。
36 万場町誌編さん委員会『万場町誌』平成六年、一〇〇二頁。